

定期借家制度を利用した公社一般賃貸住宅の入居者募集について

住宅詳細

住宅名	募集戸数	当初入居開始年	所在地	家賃	交通	構造・規模
塚本	10戸	昭和37年	西淀川柏里 3-1-38	46,700円 51,000円	JR神戸線・宝塚線 「塚本」駅徒歩1分	鉄筋コンクリート造 地上5階建
西野田	2戸	昭和39年	福島区野田 2-16-29	46,800円 50,000円	地下鉄千日前線 「玉川」駅徒歩7分	鉄筋コンクリート造 4階建
南堀江	6戸	昭和36年	西区南堀江 4-11-4	45,300円	地下鉄千日前線・長堀鶴見緑地線「西長堀」駅徒歩5分	鉄筋コンクリート造 地上5階建
八幡屋 F棟	11戸	昭和37年	港区港晴2-2	44,900円	地下鉄中央線「朝潮橋」駅徒歩10分	鉄筋コンクリート造 4階建

※敷金は家賃の1か月分です。

※塚本住宅、南堀江住宅、八幡屋F棟住宅において住戸案内が可能な部屋があります。

下見を希望される方は公社までお問い合わせください。

申込みについて

当住宅に申込みされる場合、一定の資格条件(公社一般賃貸住宅の入居資格と同じです。)が必要となります。詳しくはホームページ(賃貸住宅の種類と入居条件をクリック)をご覧ください。

契約期間終了について

平成25年1月15日(火)まで

※ 定期借家制度を利用した賃貸であるため、あらかじめ、契約期間が設定されております。期間の満了(平成25年1月15日)により契約が更新されることなく確定的に終了します。

募集に関するお問い合わせ

大阪市住まい公社 募集担当 TEL06-6882-9000

大阪市北区天神橋六丁目4番20号

住宅を申し込みされる際は必ず下記(次ページ)の了解事項を確認のうえ、申込みしてください。

了 解 事 項

■ 全住宅共通事項 ■

1. 期限付一般賃貸住宅について（契約期間満了日:平成25年1月15日）
当住宅は定期借家制度を利用した賃貸であり、あらかじめ、期限付きの契約期間が設定されており、期間の満了により契約が更新されることなく確定的に終了するものです。従って、この募集により入居される方は、契約期間満了日までに住宅を返還しなければなりません。
2. 次の行為は禁止します。
 - ①階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと。
 - ②共用部分等に看板、ポスター等の広告物を掲示すること。
 - ③観賞用の小鳥、魚類等明らかに近隣に迷惑をかけるおそれのない動物以外の犬猫等の動物を飼育すること。
 - ④鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
 - ⑤大型金庫等その他の重量の大きな物品等(m²あたりの床荷重が150kgを超える物品)を搬入し、又は備え付けること。
 - ⑥排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
 - ⑦住宅を居住以外の目的のために使用すること。
 - ⑧契約に基づく権利を第三者に譲渡し、本住宅の全部または一部を転貸、もしくは使用させること。
 - ⑨その他共同生活の秩序を乱し、他の入居者に迷惑をかけること。
 - ⑩住宅の様態替え等住宅に工作物を加えること。
 - ⑪住宅の敷地内に工作物を築造すること。
3. 各募集住宅における当該地区は、地域振興を目的として、町会の住民活動が活発に行われています。入居される皆様も積極的にご参加ください。
4. 各募集住宅の自治会に入会していただきます。(自治会費は必要です。自治会費の金額については各住宅の自治会にお問い合わせください)
5. 今回の募集に際し、駐車場の申込受付はいたしません。
6. 住宅敷地及び駐車場内での事故・トラブル等について当会社では責任を負いかねますのでご了承ください。
7. 入居申込みされる方は、住宅周辺の住環境を充分ご確認ください。
8. 住戸内の建物躯体部や給湯器、浴槽、設備配管及び配線以外の補修は、ご入居者の負担となります。ただし、故意過失により毀損した場合は、原因者の負担となります。
9. 今回、募集対象の住戸は、建築後の年数などによって損耗しております。住宅としての機能上支障がないしみや汚れ等については、再補修はできかねますのであらかじめご了承ください。なお、入居中においての住戸内補修は一切いたしません。

10. 住戸内の改装その他造作については、あらかじめ当公社に対する造作買取請求権及び費用償還請求権を一切放棄した上で、入居者が負担するものです。改装その他造作を行うには、事前に公社の承認が必要です。また、入居者が契約前の状態に戻す原状回復義務は、この改装その他造作には及ばず、解約時そのまま入居者が付加した設備等を置いた状態で、所有権を公社に無償譲渡することで、解約できるものとします。
11. 各住宅にかかる電気、ガス、上水道及び下水道の使用に際する申込み及び契約は、ご契約者ご自身で手続きしていただきます。
12. 各募集住宅については、昭和30年代に建設された住宅のため、原則的に住戸内には洗濯機およびクーラーを設置できる指定された場所はございませんのであらかじめご了承ください。
13. 住戸内の躯体部分(コンクリート面の壁・床・天井)の穴あけや傷をつけることは禁止です。
14. 畳・建具・床の仕上げ、及び玄関扉の内面塗装等は入居者負担です。
15. 表札(玄関、郵便受け)の設置は入居者負担です。
16. 電気容量は同時使用で2.5KW以下で使用して下さい。
17. 200V機器の使用はできません。
18. 室内に電気配線工事をする場合は、電気工事の資格を有する者にて施工してください。
19. 木造の間仕切り壁等に、釘などを打たれるとき及び改修工事をされるときは、内部の電気配線には十分ご注意ください。
20. テレビ受信・・・共聴設備による受信となっております。
 - ・VHF(2～12チャンネル)　・UHF(19・36チャンネル)
 - (注)BS放送・地上デジタル放送の受信はできません。
(南堀江、八幡屋住宅は地上デジタル放送の受信は可能です。)
21. テレビ分配器及びテレビケーブル止めにて設置してある場合は、各入居者にてテレビ配線を施工のうえ視聴してください。
22. 電話回線は、1回線となっております。
23. 光ケーブルによるインターネットはできません。
(電話回線使用のインターネットはNTT等にご相談ください。)